

青森市子どもの貧困対策推進計画の策定について

1 趣旨

令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村は「子どもの貧困対策についての計画（市町村子どもの貧困対策推進計画）」を定めるよう努めることとされました。

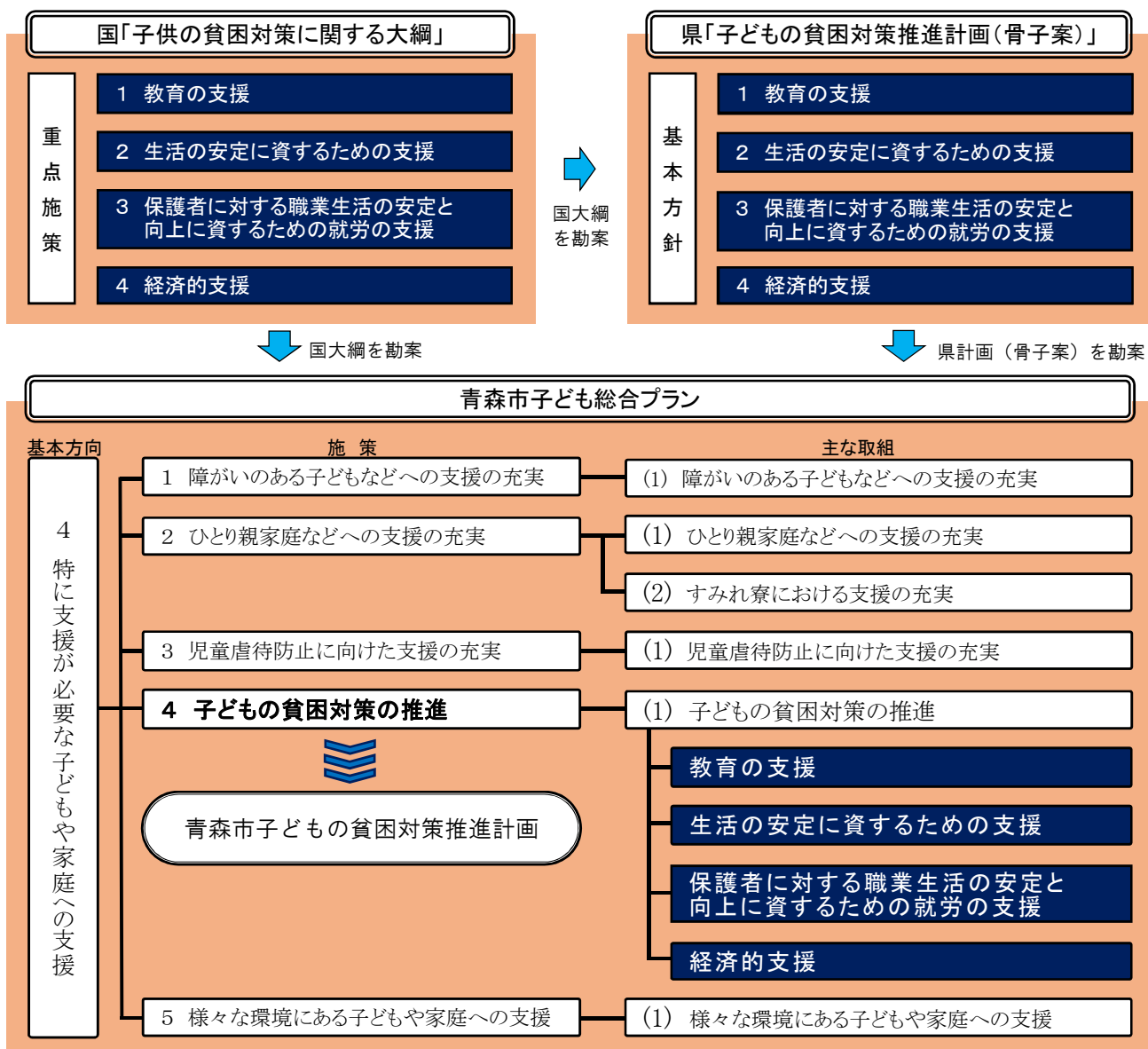
市町村子どもの貧困対策推進計画は、国通知により関連する他の計画と一体的に策定して差し支えないものとされていることから、本市では令和2年度中に一部改定を行う「青森市子ども総合プラン」と一体的に策定することとします。

また、市町村子どもの貧困対策推進計画は、令和元年11月に国が新たに策定した「子供の貧困対策に関する大綱」及び都道府県子どもの貧困対策推進計画を勘案し定めることとされていることから、本市においては、国の大綱及び青森県が令和2年度中に見直しを予定している「青森県子どもの貧困対策推進計画」*を勘案し定めることとします。

※青森県では令和2年度末までに見直し後の計画を策定する予定となっていることから、現在公表されている計画骨子案を勘案し、策定作業を進めることとします。

2 国大綱及び県計画の勘案について

青森市子ども総合プランの一部改定に当たり、これまで施策である「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」の主な取組としていた「子どもの貧困対策の推進」を施策へ引き上げ、国の大綱及び県の計画を勘案した新たな主な取組を設定することとし、これを「青森市子どもの貧困対策推進計画」として位置付けます。



3 青森市子どもの貧困対策推進計画(施策:子どもの貧困対策の推進)の具体的内容

現状と課題

【現状】

本市における子どもの貧困の現状を把握する指標を次のとおり設定し、これらの指標の改善に向けて、施策の推進に取り組むこととします。

番号	子どもの貧困に関する指標	直近値	分類
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	95.0% (R元)	教育の支援
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	2.8% (R元)	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	45.9% (R元)	
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0% (R元)	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	43.2% (R元)	
6	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	100.0% (R元)	
7	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0% (R元)	
8	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	28.6% (R元)	
9	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	71.4% (R元)	
10	ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園・認定こども園)	母子世帯 66.1% (R元) 父子世帯 64.7% (R元)	
11	スクールソーシャルワーカーの配置人数	3人 (H30)	
12	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	97.3% (H30)	
13	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0% (H30)	
14	就学援助制度に関する周知状況・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数(小6・中3を除く)	小中学校計62/62校 (R元)	
15	就学援助制度に関する周知状況・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校数	小中学校計62/62校 (R元)	
16	青森市奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0% (R元)	
17	母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合	母子世帯100.0% (R元) 父子世帯100.0% (R元) 寡婦世帯100.0% (R元)	
18	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業周知度(母子家庭・父子家庭)	母子家庭 79.2% (R元) 父子家庭 73.5% (R元)	生活の支援 (就労の支援)
19	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	89.2% (R元)	
20	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.5% (R元)	就労の支援
21	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合(母子家庭)	46.8% (R元)	
22	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合(父子家庭)	76.2% (R元)	
23	母子父子寡婦福祉資金周知度(母子家庭・父子家庭)	母子家庭 62.7% (R元) 父子家庭 67.2% (R元)	経済的支援

【課題】

子どもの貧困対策の推進に当たっては、第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。

青森市子どもの貧困対策推進計画の策定について

3 青森市子どもの貧困対策推進計画(施策:子どもの貧困対策の推進)の具体的内容(続き)

主な取組

①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つの項目について、一部改定前の青森市子ども総合プランにある施策の主な取組の中から、「子どもの貧困対策の推進」に関連するものを絞り込み体系化したうえで次のとおり設定します。

1 教育の支援

施策「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」より

◆家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけでなく、日常的な生活支援や、仲間との出会いや活動ができる居場所づくりなどにつながる支援を行います。

施策「学校教育の充実」より〈再掲〉

◆経済的・地理的に課題を抱えている子どもに対する支援のため、引き続き、就学援助制度による学用品費などの支給や遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行などに取り組みます。

◆経済的な理由により進学が困難な者に対する就学機会の充実のため、様々な奨学金の受給を支援します。

◆保護者負担の軽減のため、引き続き、教科用副読本の無償給与をはじめ、特別支援教育就学奨励費の支給や校外学習に係る保護者の負担軽減に取り組みます。

2 生活の安定に資するための支援

施策「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」より

◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います。

◆専門的・継続的な生活指導などの支援を必要としている母子家庭の母などに対し、母子生活支援施設「すみれ寮」を活用しながら生活を支援します。

施策「ひとり親家庭などへの支援の充実」より〈再掲〉

◆母子生活支援施設「すみれ寮」の入所者に対する自立促進のため、指定管理者との連携を密にし、入所者が相談しやすい環境を整備するなど、支援の充実を図ります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

施策「ひとり親家庭などへの支援の充実」より〈再掲〉

◆ひとり親家庭などが経済的に自立した生活を送ることができるよう、正規雇用や所得向上などにつながる資格や技術の習得のための講習会の実施など、関係機関、関係団体などと連携し、就業支援を行います。

◆ひとり親家庭などの自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭などの親と子どもの学び直しを支援します。

施策「乳幼児期の教育・保育の充実」より〈再掲〉

◆「青森市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所などにおける教育・保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの地域子ども・子育て支援事業について、利用希望の量の見込みに応じた提供体制を確保するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

4 経済的支援

施策「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」より

◆児童扶養手当の支給や母子父子福祉資金の貸付をはじめ、就学援助や各種奨学金制度の利用を促進するなど、引き続き経済的な支援を行います。

施策「乳幼児期の教育・保育の充実」より〈再掲〉

◆子育ての経済的負担を軽減するため、認定こども園・幼稚園・保育所などの保育料軽減対策を継続するほか、国の制度に基づく各種手当などを適切に支給します。

◆低所得で生活が困難な保護者に対し、保育料以外に支払う日用品や文房具などの購入に要する費用や行事に参加する費用などの軽減を図ります。